

丙第367号証

令和元年度原子力規制委員会

第10回会議議事録

令和元年5月29日（水）

原子力規制委員会

令和元年度 原子力規制委員会 第10回会議

令和元年 5月29日
10:30～12:10
原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

議題 1：平成30年度核燃料物質輸送における防護措置の確認結果について（令和元年 5月 8 日の委員会での指摘に対する追加説明）

議題 2：大山火山の大山生竹テフラの噴出規模の見直しに係る今後の規制上のアプローチについて

議題 3：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料第二開発室の管理区域内における汚染に係る報告に対する評価及び今後の対応について（案）

議題 4：東京電力福島第一原子力発電所における規制の見直しの方向性（案）について

議題 5：安全研究プロジェクトの毎年度の実施状況の評価の進め方について

議題 6：リアルタイム線量測定システムの配置の見直しに係る今後の方針について（案）

議題 7：「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」のデータの平常時からの公表について

議題 8：平成30年度原子力規制委員会年次報告について（案）

議題 9：国際原子力規制者会議(INRA)会合の結果概要について

○更田委員長

それでは、これより第10回原子力規制委員会を始めます。

最初の議題は、「平成30年度核燃料物質輸送における防護措置の確認結果について」。

本年5月8日の原子力規制委員会で報告をいただいたものですけれども、国土交通省から追加で説明をいただきます。

核セキュリティ担当の児嶋安全規制管理官、それから、前回の経緯に加えて、国土交通省海事局検査測度課の川村危険物輸送対策室長においていただいているので、説明をお願いします。

○児嶋長官官房放射線防護グループ安全規制管理官（核セキュリティ担当）

核セキュリティ担当の安全規制管理官の児嶋でございます。

本年5月8日の定例会議で核物質防護検査の結果等を御報告した際に、石渡委員から核燃料物質の海上輸送に関して御質問、御指摘をいただきました。その件に関しまして、国土交通省から追加の説明をいただくものであります。

○川村国土交通省海事局検査測度課危険物輸送対策室長

国土交通省海事局検査測度課危険物輸送対策室長の川村でございます。

ただいま児嶋安全規制管理官よりお話をありましたとおり、本年5月8日の定例会議における御指摘について、追加の説明をさせていただきます。

資料1を御覧ください。

先ほど御指摘を受けた追加説明の内容としまして「条約に基づく核物質防護に関する国の責務」と「放射性物質等の海上輸送に関する規制について」と題する資料を準備いたしました。

まず、「条約に基づく核物質防護に関する国の責務」について説明させていただきます。

海上輸送における核物質防護につきましては、関連する主な条約として「海上における人命の安全のための国際条約」、通称「SOLAS条約」と申します。それと「核物質及び原子力施設の防護に関する条約」、通称「改正核物質防護条約」の2つがございます。

まず、資料の左側にありますSOLAS条約についてですが、これは海上輸送を担当している私ども海事局にとって、非常に関連の深い条約となっております。

この条約の1つの章として「危険物の運送」が定められており、容器に収納された危険物の運送はIMDG (International Maritime Dangerous Goods) コードに従って行うと規定しております。IMDGコード、日本語では「国際海上危険物規程」といいますが、国際海事機関（IMO）が定めた規則であります。この規則には、危険物の危険性に応じた容器包装と積載方法について、危険物ごとに必要な措置等が細かく規定されております。

一方、「改正核物質防護条約」におきましては、締約国が自国の管轄下にある核物質について防護の制度を確立・維持・実施すること、また、締約国の責任は、別の国に移送されるまで、船舶や航空機で国際輸送する場合にも適用されるとされております。

これら2つの条約においては、国は、核物質の運送、防護に関する法令の制定、制度の

確立、それらの実施について責務を負うことになっております。

このような責務を全うするため、我が国では条約に基づいて、海上輸送のために必要とされる措置を「船舶安全法」及び同法に基づく「危険物船舶運送及び貯蔵規則」、通称「危規則」と申しますが、こういう省令に取り入れまして国内法制化をしているところです。

次の2枚目を御覧ください。

危規則に取り入れられている海上輸送に関する措置を簡単にまとめた資料となってございます。

中央の黄色の枠内に記載されているものが、海上輸送を行う場合に必要とされる主な措置となっております。

核物質を含む放射性物質等を海上輸送する場合、使用する容器の設計について承認を受け、必要に応じて容器そのものの承認を受けることになります。

続いて、輸送物と輸送方法という2つの確認、さらに、海上運送の実施段階において、使用する船舶にきちんと積み付けられているかをチェックするための積付検査という手続が必要になっております。

加えて、黄色の枠下にある海上保安庁への運送の届出を行うという一連の手続を経て、実際の海上輸送が行えるようになるという流れになっております。

特に核物質防護につきましては、資料の右側にありますとおり、危規則第96条において防護計画書の作成が義務付けられており、同計画書に記載された防護に必要な措置を運送方法の確認の際にチェックしております。

チェックする内容といたしましては、施錠といった物理的措置、運送責任者・見張人といった人の措置、防護計画書がきちんと作成、備え付けられているかという文書上の措置がございます。

このようなチェックの後、積付検査という現場でのチェックを行うことになりますところ、資料の右下にこの検査の補足説明を記しております。

積付検査は、放射性物質に限らず、火薬類やガソリンなど引火性の危険物も対象となっております。本邦以外の地で積載して運送する場合は、検査の対象外になっております。ただし、本邦外であっても、我が国に運送する場合は、先に申し上げました運送方法の確認は行う必要があります。

放射性物質の海上輸送は、その特殊性から限られた少数の船社によって行われていますので、私ども海事局は、運送方法の確認時に、過去に行われた輸送に係る防護計画書と同等であるといった観点からチェックもしつつ、計画の内容について船社等からヒアリングするなどして、海上輸送の安全確保に努めているところでございます。

本年5月8日の定例会議において、本邦外で船積みされる場合の確認について御指摘をいただきましたところ、資料の1枚目で御説明申し上げましたとおり、改正核物質防護条約の締約国は、その管轄下にある核物質の防護について責任を有しております。我が国から船積み国に職員を派遣して、その国の所管当局と連携して現場の確認を行うということ

も可能と存じますが、改正核物質防護条約の締約国は、各々がその責任を全うするために必要な措置を十分に実施しているものと承知しております。

特に我が国に核物質を輸送しているのは、アメリカ、フランスといった原子力について高いレベルの知見、経験、技術力を有する信頼できる国ですので、我が国から職員を派遣せずとも安全・確実な海上輸送を実施することが可能であると考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○更田委員長

ありがとうございました。

本件は、石渡委員からの質問が発端と思いますが、いかがですか。

○石渡委員

御説明いただきて、この資料が非常に分かりやすく書かれていて、よく分かりましたが、これは、例えば、船積み国から日本を経由してどこかへ、また日本で荷物を降ろさずに運ぶというような場合はどうなるのか、そういう場合があるのか、ないのかというのはいかがでしょうか。

○川村国土交通省海事局検査測度課危険物輸送対策室長

お答え申し上げます。

日本を経由するというケースは、実績としてはございません。もし仮に日本を経由する場合には、日本に入ってきまして、その後にもう一度第三国へ運送されるということになりますかと思いますが、その場合には、先ほど申し上げました危規則上の一連の手続を行うということになります。

以上でございます。

○石渡委員

ありがとうございました。

○更田委員長

ほかにありますか。よろしいですか。

ありがとうございました。

2つ目の議題は、「大山火山の大山生竹テフラの噴出規模の見直しに係る今後の規制上のアプローチについて」。

本件は、本年4月17日に原子力規制庁に検討を指示したのですが、原子力規制部の市村原子力規制企画課長から説明してもらいます。

○市村原子力規制部原子力規制企画課長

原子力規制企画課長の市村でございます。

資料2で御説明申し上げます。

「1. 背景と経緯」のところは、今、更田委員長からも触れていただきましたけれども、昨年末以来、新知見を踏まえて関西電力に報告徴収命令を出して、その報告が戻ってきて、

それについて本年4月17日の原子力規制委員会で御議論をいただいたということで、原子力規制庁も評価について報告をして、それが了承されたということと、それから、そのときに、後ほども出てまいりますけれども、事実認定をしていただいているということです。

そのときに、関西電力が設置変更許可を申請する意図は有していないということを踏まえて、原子力規制委員会の方から規制上のアプローチを検討するようにという指示があつたもので、それに対しての回答ということでございます。

それから、本年4月17日の原子力規制委員会で御議論いただいて、その翌週に関西電力と改めて面談をいたしまして、このなお書きに書いてあるところなわけですけれども、原子力規制委員会は見ましたかと、原子力規制委員会の議論をフォローしていますかと改めて確認をして、設置変更許可申請の意向についてお伺いしましたけれども、関西電力としては、やはり大山倉吉テフラ（DKP）と大山生竹テフラ（DNP）は一連の巨大噴火であるということの説明を更に高めるためにデータを検討中だということで、その時点では設置変更許可申請をするか否かは未定であるという回答が、改めて原子力規制委員会の後もそういう意向が示されているということあります。

2. 行きまして、原子力規制委員会で認定した事実、それから、基準への適合性でございます。

まず、原子力規制委員会で認定した事実は、DNPの噴出規模は 11km^3 程度と見込まれるということと、DKPとDNPが一連の巨大噴火であるとは認められないということで、この 11km^3 規模のDNPというものは、本件発電用原子炉施設の火山影響評価において想定すべき自然現象であるということが確認された、認定されたということでございます。

2ページに行っていただきまして、このことが、基準に照らしてみるとどのように解釈できるかということでございます。

許可基準規則（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則）第6条第1項というのがございまして、これは御案内のとおり、自然現象に関する規定でございますけれども、想定される自然現象がここで適切に設定されて、それが発生した場合でも安全機能を損なわないことというものを、証明することを要求しているものであります。

これに適合するというためには、基本設計ないし基本的設計方針、これは設置許可申請書に書かれるものですけれども、ここで想定される自然現象が明確に示されているという必要がございます。

それで、関西電力が本件に関連してどういう申請をしているかというのを見ていただくと、66ページに行っていただいて、これは高浜発電所の申請書の抜粋で、赤枠は我々が付したものでありますけれども、「発電所の運用期間中において発電所の安全機能に影響を及ぼし得る火山事象として設定した最大層厚10cm、」というのが書かれていて、それに対して、その後は、ずっと読んでいただくと、安全裕度を有する設計としますとか、安全機能を損なうことのない設計としますというようなことがここでうたわれているわけでございます。

す。この申請を受けて許可をしているというのが、現在の状況でございます。

2ページに戻っていただきまして、上から2つ目のパラグラフで「これを本件に適用すると」というところですけれども、今、見ていただいたように、関西電力の申請は、この火山事象に関連して最大層厚10cmの降下火砕物を設定しているということなのですけれども、これは先ほどお示しした、原子力規制委員会が認定したDNPの噴出規模に鑑みると、想定される自然現象の設定として明らかに不適当であると。

これは先般も見ていただきましたけれども、11km³の規模の噴出規模になると、発電所によって違いはありますけれども、最大で20cmを超えるような層厚になるということですので、これはこの基準に照らして不適当であろうということですし、この認定した事実に基づく想定される自然現象に対して、安全機能を損なわない設計になっているというものが証明されていないと、それを有するものであるとは言えないということですので、この条項への不適合が認められるということでございます。

「ただし、」というところに書いてありますのは、既に原子力規制委員会で御議論いただいたところですけれども、実際の状況はどうかということで、大山火山、これは活火山でもございませんし、差し迫った状況にあるとは言えないということ。それから、大きな影響を受けるおそれがある、差し迫った、切迫した状況にはないということで、直ちに原子炉の停止を求める必要はない。これは原子力規制委員会で先般御議論いただいたものを改めて書いているものでございます。

3. 行きまして、こういう状況を踏まえて対応方針ということで案をお示しさせていただいておりますけれども、今、説明をいたしましたように、火山影響評価に係る基本設計ないし基本的設計方針は、許可基準規則6条1項に適合していないと認められるため、原子力規制委員会が認定した事実に基づいて、本件発電用原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針を変更するように命ずるということで、命令文は後で見ていただきますけれども、別紙1に案を付けてございます。

この基本設計ないし基本的設計方針を変更していただくためには、設置変更許可を得ていただかないといけないので、設置変更許可申請をしていただいて、その許可を受けていただくということで、その申請を本年末までに行うことを命ずるということとしてはどうかということでございます。

それから、2つ目のマル(○)に書いてございますのは、この火山事象に係る想定される自然現象の設定が変わりますと、それに影響を受けるそのほかの基本設計ないし基本的設計方針、あるいは保安上の措置、いろいろあるわけですけれども、これらも関係法令に適合するように措置することが求められるということを付記しているものでございます。

それから、対応方針の最後のマル、3つ目でございますけれども、命令を出すということにした場合に、これはいわゆる不利益処分に該当いたしますので、行政手続法に基づいて弁明の機会の付与というのをする必要がございます。

これも弁明の機会の付与の文書は別紙2に付けてございますけれども、機会の付与をし

て、その後、関西電力から弁明書が出てくるということであれば、それを踏まえて、命令の発出について改めて原子力規制委員会で決定をいただく必要がございますと、こういう流れになるかと思っています。これが対応方針の案でございます。

それで、4ページを見ていただきますと、別紙1というのがございまして、これが命令文の案でございます。

柱書きのところにもございますように、原子炉等規制法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）第43条の3の23第1項、これはいわゆるバックフィット命令と呼ばれているような条項でございますけれども、これに基づいて下記のとおり命令をするということで、命令の内容については、先ほど御説明を申し上げたようなものでありますけれども、本年末というところは、「令和元年12月27日までに」と、許可に係る申請をすることというような書き方をしてございます。

それから、その後に続いている「なお、」のところは、長くなっていますけれども、先ほど申し上げた、この火山影響評価が変わることによって影響を受けるものについては、いずれも必要な手続をしてくださいと。それを申し添えているというものですございます。

その後のページは、「2 理由」あるいは「3 教示」等を書いてございますけれども、これは先ほど御説明した内容が書かれているもの、それから「3 教示」のところは、本件について、審査請求あるいは訴訟についての規定を書いてございます。

7ページの別記1は、先ほど事実認定をしたものと書いています。

それから、別記2、8ページからは実際の関西電力の現在の申請書のものでございます。

それから、16ページに行っていただくと、別紙2というのがございまして、これが弁明の機会の付与についての紙でございます。

行政手続法に基づいて弁明の機会の付与を行うということで、中に書いてございますのは、実際にどういう不利益処分を予定しているかという具体的な内容が書いてございますと、これは先ほど説明した内容あるいは命令文と内容としては同一でございます。

それで、18ページを見ていただいて、この弁明の機会は、これは基本的に弁明書という紙で出していただくことになりますけれども、一番後ろのところにございますように、この弁明書の提出期限は本年6月12日、これは2週間をとっているということですけれども、これでいかがかという御提案でございます。

以上、一通りの説明は以上でございます。

○更田委員長

この1ページ目、2ページ目にある1.、2.のところは、既に議論をして、判断をしたところで、その上でどうするかというアプローチの仕方について原子力規制庁に指示をしたところですけれども、今回、対応方針としてその案として示されているものは、命令を発出するという、非常に縮めて言うと。

でも、当然、その命令を発出するに当たって、弁明の機会というのは、これは行政手続法で定まっているとおりに進めていくということで、これはいわゆるバックフィットに係

るものに関して言うと、このカテゴリーのものは初めてと言って差し支えないのだろうと思います。これまで、新たな施設の設置など、それから、そもそもいわゆる新規制基準と呼んでいるものへの適合を求めてること自体がバックフィットでありますけれども、高エネルギーアーク火災であるとか、それから、火災検知器とか、そういうものの要求レベルを引き上げて、これをバックフィットさせたもの。

今回の場合は、そもそも基準の求めるところに対して、新たな知見、データといつてもいいですが、それが明らかになって、要求そのものに対する立証されているものの前提が変わったことによって、今度は改めてフィットするようにというものですけれども、そもそも東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を経て、改正原子炉等規制法に反映されたバックフィットに係る最も典型的なバックフィットではあろうとは思いますけれども、ただ、余り規制の上では前例のあるものではないので、きちんとした手續を踏む必要があるだろうということです。

対応方針、いろいろあるだろうということですが、明確に命令を発出するという案ですけれども、御質問、御意見はありますでしょうか。

伴委員。

○伴委員

基本的な方針として異存はないのですけれども、確認しておきたいのは、今回は設置変更許可の申請を本年末までということのみを要求して、その後に続くことに関しては、それを見て、また必要な措置をとるという理解でよいのかというのが1点と、それと、弁明の機会の付与なのですが、この弁明の機会の付与ということに関して、要は、ここで議論の対象となる事項は何なのか。すなわち、どこまでの裁量があるのか。そこを教えていただけますか。

○市村原子力規制部原子力規制企画課長

原子力規制企画課長の市村です。

まず、1点目は、御指摘のとおりでございまして、命令の主文は、基本設計ないし基本的設計方針を変更してくださいというか、適合するようにしてくださいということでありまして、もちろん、その最も根っこなものは設置変更許可を得ていただくということなので、それを書いています。

ただ、その後、その内容の変更に応じて、必要な工事計画認可の変更であるとか、あるいは保安規定の変更であるとか、その他必要な措置、それはなお書きで書いていますけれども、さまざまありますので、それを含めてやっていただきたいと。

ただ、期間は、設置変更許可申請をしていただいた上で、その審査の期間というのもございますし、それから、その後、具体的な工事の有無とか、これは3発電所（高浜発電所、大飯発電所、美浜発電所）が対象になっていますので、それぞれの発電所によって手續も異なる可能性がございますので、そこまでの期間を縛る、あるいは手續の具体的なものを縛るというよりは、最も上位のところで明確に要求をしたものと考えてございます。

それから、2つ目のところは、行政手続法は、今回の資料の一番後ろのページ、72ページに規定がございます。基本的には行政手続法で決まっておりますのは、このような手続でありますと、第13条という上のところで、「意見陳述のための手続を執らなければいけない。」と。これは許可を取り消すとかいう不利益処分の場合には、聴聞ということなのですけれども、それ以外のものは弁明の機会でよろしいということであること。

それから、下の第29条に行って、基本的には弁明書を提出するものであるということでありまして、これは手続が決まっているものだけでございます。

したがって、それを踏まえて、先ほど私が申し上げた、改めてそれを踏まえて原子力規制委員会で御議論いただきたいと申し上げたのは、その点でございまして、それをどう参考するかとかということについての規定があるわけではございませんので、それは関西電力から弁明書が出てくれば、それは改めてそれを公開して、見ていただいて、御議論いただいて、最終的な命令の発出について決定をいただくということになろうかと思います。

○伴委員

ということは、この弁明書、今ここで一番決めなければいけないのは、その提出期限のことということですか。

○市村原子力規制部原子力規制企画課長

はい。御指摘のとおりでございまして、この手続でいくということでござりますれば、まずは、弁明書の発出について、期限を含めて決定をいただくということだと思います。

○荻野原子力規制庁次長

次長から補足をいたします。

行政手続法の趣旨は弁明の機会ですけれども、ここ（72ページ）に第30条というところが書いてありますと、そこに、もちろん相手に通知するのですけれども、「予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項」、それから「不利益処分の原因となる事実」というのがございまして、行政庁として、こういう事実認定の下に、このように法令を当てはめて、こういう中身の処分をする予定であるということを示して、それに対する反論があるならしてくださいというものでございます。

したがいまして、この段階で、処分前に変更することはある得るかもしれませんけれども、行政庁として、こういう形で、事実認定はこうだと、法令の当てはめはこうだと、処分の中身はこういうことを考えているということを確定して、それに対する反論を求めるということでございます。

したがいまして、まだ正式な処分はこれからでございますけれども、現段階でこういう形で相手に示してよいかと。事実認定であれ、法令の適用であれ、処分の中身であれ。というのは、処分序として確定した上でないと、相手方が反論できませんものですから、そういうことで、それは原子力規制委員会として御判断いただくことになります。

○伴委員

ありがとうございます。

○更田委員長

ほかによろしいですか。

石渡委員。

○石渡委員

そうしますと、この弁明書の提出期限、本年6月12日という、2週間後ということなのですけれども、この2週間という期間については、何か根拠はあるのでしょうか。

○市村原子力規制部原子力規制企画課長

これは、今回のようなケースは我々としては初めてでございますので、いろいろな議論はあると思いますけれども、本件については、関西電力においても相当の検討が進められているもの、既に報告収集で報告もいただいていたりしますので、相当の検討が進められているものと思います。改めてその考え方を、必要であれば、まとめるという作業を中心になると思いますので、それほど長い期間を置く必要はないのではないかということで、書類をまとめる期間、2週間でいかがでしょうかという御提案でございます。

○石渡委員

我々が何か新しい規則とかを作るときに、パブリックコメントにかけるわけですけれども、それは普通は1か月間ということですね。ですから、その半分弱という期間で十分かどうかということは多少疑問はありますけれども、ただ、経緯からいって、既に関西電力がそういう、これまでずっとこの課題について議論をしてきたわけですから、確かに書類を出すだけであれば、2週間もあれば十分だろうというのは、そうは思いますが、特にこの規定としては、何もそういう規定はないということですね。

○荻野原子力規制庁次長

次長の荻野でございます。

若干補足いたしますが、特に弁明の機会の付与はこういう期間でしなさいというルールが一般的にあるわけではないと考えます。まさに、石渡委員おっしゃいましたように、パブリックコメントの場合には1か月というような例になっております。

基本的に反論の機会を与えるという要素で一つありますのは、不意打ちはよくないだろうという、そういうデュープロセスの基本的な考え方をございまして、パブリックコメントは、多くの場合は、初めて案を一般に示すということで、それを見ていただくということでございますが、そういう不意打ち的なものではなくて、一定の、今、市村課長から説明がありましたように、経緯を持ったものであるということで、パブリックコメントほどの期間は要らないだろうという、そういうものでございます。

あとは、確定的に何日という細かいルールがあるわけではございませんので、そこは社会常識に基づいた御判断ということになろうかと思います。

○更田委員長

よろしいですか。

本件は命令を発出するわけではなくて、まだ発出を前提として弁明の機会を付与すると。

ただ、それは原子力規制委員会としての方針、進め方を明確にした上で、弁明の機会を与えるということですので、命令について、命令の中でも、設置変更許可を求める期日、本年12月27日云々、細かいところの議論というのはありますけれども、それは弁明の機会を経た後で、細部については議論をしてもいいのだろうと思いますけれども、まずは、この命令の発出という方針に従って弁明の機会を与えるという、まず、流れそのものは御理解いただいた上で、異存ないということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○更田委員長

その上で、この2週間はいかがでしょうか。これも内容からすると、石渡委員、2週間というのは妥当なところと考えてよろしいですか。

○石渡委員

この件に関しては、妥当であろうと思います。

○更田委員長

これは特に一律こうというものでもないのですよね。

それでは、事務局案のこの対応方針を了承して、別紙2のとおり、弁明の機会の付与の通知を行うことを決定したいと思います。

その上ですけれども、本件はこの3サイト（3発電所）、ただ、他サイトに係るものに関しては何か検討されていますか。

○市村原子力規制部原子力規制企画課長

本件は、元々この案件が議論になったときから少し議論があったものだと認識をしておりますけれども、やはり関西電力、今、対象が3発電所全てになりますので、相当程度のその他の申請が来ておりまますし、あるいは今後も来ることが想定されます。

例えは、いくつかあったのは、燃料被覆材の耐震の話であるとか、あるいは柏崎刈羽原子力発電所審査から得た知見の反映であるとか、あるいは個別のものでは大飯発電所の緊急時対策所ですとか、相当程度ございます。

我々としては、あらかじめ先般も議論いただいたような考え方と思っておりまして、すなわち、このバックフィットの考え方というのは、それぞれの求める安全向上していただきたい要求に応じて、個別に審査をしっかりと進めていく、着実に安全性向上を図っていくことが必要だということを前提に立つと、本件をもってして全ての審査を止めてしまうとか、これが片付くまではほかは止めてしまうという考え方は、着実にバックフィットをして、安全性を向上していくということにはなじまないのではないかと思っておりまして、それぞれの所要の目的に応じた安全向上を図るものについては、それぞれ個別に審査あるいは処分を進めていったらいかがかなとは考えております。

○大浅田原子力規制部審査グループ安全規制管理官（地震・津波審査担当）

地震・津波審査担当管理官の大浅田でございますが、他サイトへの影響という観点では、位置的関係から見ますと、島根原子力発電所、これが大山火山の今回事実認定をしたこと

については、影響を受ける可能性がございますが、これにつきましては、まだ審査中でございますので、審査の中で、この事実認定を踏まえて審査をしていきたいと考えてございます。

○更田委員長

まず、大浅田管理官から答えがあつたものについて、DKP、DNPがセットか、セットでないか云々という議論は、基本的にサイトにかかわらず認定をしていかなければならない事実だと思うのですけれども、ですから、これは関西電力との間のやりとりの間で、相互理解というか、共通理解として確定したものが島根原子力発電所の審査等にも反映されていくと、そういうことになるわけですね。

その場合の議論というのはどうなるのだろう。関西電力とのやりとりに対して、例えば中国電力が参加するということも可能なわけですか。

○大浅田原子力規制部審査グループ安全規制管理官（地震・津波審査担当）

これまで例えば津波とか、広域的に影響があるような、影響というか、例えば太平洋側のサイトで女川原子力発電所と東海第二発電所とか、関係あるところは同じ審査会合とかをやったことがございますので、それは審査会合という観点では、場合によっては、効率的な判断をしていく上では同時進行的にやることも可能でございますし、フェーズがずれてくれれば、それは個別に対応したいと考えてございます。いずれにしろ、それは今後の成り行きを見てから考えたいと思います。

○更田委員長

同じ現象に対する事実認定について議論するものなので、そこは合理的である必要があると思いますし、それから、求めがあれば応じるということが必要だと思いますので、そこはきちんとやってもらいたいと思います。

それから、市村課長の方はやや複雑で、一般にこれまでのバックフィット等々がなかつたころに比べると、はるかに複雑になっていて、同一の設置変更、設置許可に対してどう扱うか。

ただ、これはなるべく他の議論に影響が出ないようにとは思いますけれども、事実上は多少シリーズにやらなければならぬ部分も出てくるのだろうと思いますけれども、それは審査会合の進め方で、両委員（山中委員、石渡委員）も関心を払っていただいて、交通整理と言うとふさわしくないかもしれないけれども、よく整理した進め方が必要になるとと思います。

では、いずれにしろ、対応方針を了承し、弁明の機会の付与の通知を行うことを決定します。

それから、命令文の案については、改めてまたその発出の際に原子力規制委員会として決定したいと思います。ありがとうございました。

3つ目の議題は、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料第二開発室の管理区域内における汚染に係る報告に対する評価及び今

後の対応について（案）」です。

これは本年5月15日の原子力規制委員会で金城管理官から説明があったのですけれども、事実認定というか、事態の把握についてやりとりがあったので、改めて説明をしてもらうものです。

核燃料施設等監視担当の金城管理官から説明してもらいます。

○金城原子力規制部検査グループ安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）

それでは、原子力規制庁の金城の方から、資料3の方で説明をさせていただきます。

それで、前回、大分お時間を使いまして経緯などは説明しましたので、今日は、前回、本年5月15日にいろいろと御議論のありました点で、いろいろやはり加筆が必要なところがありましたので、その部分を中心に説明をさせていただきます。

この資料ですけれども、それはどの部分かというと、経緯や日本原子力研究開発機構（JAEA、原子力機構）からの報告書の概要を飛ばしまして、資料としては6ページ目になります。

「3. 規制委員会の評価」というところで、特にJAEAの報告書に対する評価の3.2といったところで、やはりいろいろなグローブボックスの作業の規制側のとり方などの議論がございましたので、この部分に加筆をいたしました。

その加筆をした部分なのですけれども、見やすいように、「参考」という形で資料を付けています。その部分でどういうところを修正したのか、加筆したのかというのを中心にお説明をさせていただきます。

「参考」の資料を御覧いただければと思います。

まず、本年5月15日にやはり指摘がありました点は、大きく2つございました、今回、事故が起きたのはバッグアウト作業なのですけれども、その作業の手順などを規制側としてどう見るのかと。どう考えて、この報告書の評価をまとめたのかといったことでございました。

もう一つが、汚染時の退避の考え方について、規制側はどう考えるのかといったことでございました。

まず、それに関しまして、最初のバッグアウト作業についてですけれども、「3.2 報告書に対する評価」といったところで、この前提示しました資料は、原子力機構の報告書に対する評価しか加えていませんでしたけれども、その前の部分に規制側の考え方をまとめました。

こちらの方なのですけれども、今回のバッグアウト作業といったものは、グローブボックスを利用して核燃料物質を扱う際の基本作業といったことで、これは当然、今回はビニール袋をかぶせるといっただけですけれども、いろいろな対象物とか状況の中で行われる作業でございます。

ですので、いろいろなケースがございますので、我々規制側の考え方としましては、現場の作業者が円滑に作業できるように、現場がしっかりと関与して作業ごとに策定するべ

きであるといったことでございます。

ただ、一方で、では、何でもかんでもマニュアルに定めればいいのかというわけでもございませんで、この「一方で、」というところに記述しましたように、異常時の対応、今回も異常時ということになるのですけれども、そういったときには、これも当然、誰に相談するのかといったところは手順に明記されているところなのですけれども、そういった相談をした上で、状況に応じた判断による対応をとるべきといったものが考えてありますて、ここで、繰り返しになりますけれども、手順書で全てをカバーするのは不可能なので「状況に応じた判断を行える余地・体制の確保が重要となる。」といったことでございます。特に体制の確保が重要といったことは、汚染時の退避のところにもつながるものでございます。

そういった観点で加筆しましたのは、そういった現場の状況に応じた判断を行うためのJAEAの対策といったものは、「また、」のところで書いたようなものを加えて、原子力規制委員会の評価を妥当という形でまとめてございます。

一方で、(2)のところの行動検証のところですけれども、こちらの方、まさに汚染時の退避の考え方をまとめたのが「参考」の2ページ目のところになります。

この「一方、」で始まる部分ですけれども、まず、今回の事故を見ましても、事故が起こったところ、当然、退避する先の隣の場所も管理区域といったことで、管理区域は閉じ込め機能が当然念頭にあるのですけれども、そういった場合には、作業員の内部被ばくの防止を、この管理区域内での汚染の拡大といったものより優先して対応すべきといったものが、この報告書をまとめた際の基本的な考え方であります。

そういった際には、この観点からしますと、このようなことが起こった場合に作業員がとるべき行動を十分に認識した上で、事故が起こった部屋から、当然、管理区域内ですので、別の部屋にきちんとちゅうちょなく避難できるような設定・体制、あらかじめ避難場所を設定するとか、あとは、誰がその際の指示をするとか、いろいろ設定の仕方はあると思いますし、ここで言っている整える体制といったものは、下の放射線管理要員(放管員)なども含めての体制になりますけれども、そういったものを整えた上で、準備した対策を確実に現場で実践できるような教育・訓練を行うことが肝要といったものが、この報告書を取りまとめた際の我々の考え方でございます。

そういった点も踏まえまして、いろいろ評価する際の原子力機構の報告書の抜き出し部分を②は変えたといったことでございまして、特に内容的に大きな変更は、ここの部分はございません。

前回の議論を踏まえてのこの資料に対する説明は、以上でございます。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。

田中委員。

○田中委員

前回の議論を踏まえて、今回の修正版のとおり、これは原子力規制委員会としての評価のところ、メッセージといいましょうか、考え方をより明確にしたというものでございます。

今、事務局から話がありましたけれども、3つ大きなポイントがあるかと思いますが、まずは、1つ目は「参考」の1ページの赤のところですが「現場の作業者が円滑に作業できるように、現場が関与して作業ごとに策定するべきである。」と。要するに、現場の作業者が円滑にできるように、事業者が策定すべきだというメッセージでございます。

2つ目は、その下でございますが、「状況に応じた判断を行える余地・体制の確保が重要となる。」ということ。

3つ目は、「参考」の2ページですけれども、ここは管理区域の中でございますから、管理区域の外に出ないよう途中でフィルタもあったり等々しますので、こういう管理区域の閉じ込め機能を念頭に置くと、我々は、作業員の内部被ばくの防止を管理区域内における汚染拡大防止よりも優先するという大きなメッセージをより明確に書いたということであるかと私は考えますので、重要なことだと思います。

○更田委員長

ほかにありますか。

伴委員。

○伴委員

まず、最初に確認したいのは、この間の議論でいろいろすれ違いがあったのですけれども、そもそも本件がなぜ起きたか、何が問題であったかというのは、触った缶が熱かった。熱かったので、本来とるべき措置をとらずに進めてしまったことが問題であって、だから、熱いということが分かった時点でそれは一旦ストップして、しかるべき相談をするべきであった。そうすれば、それに対して適切なインストラクションを与えることができたと、それが根本であるという、そういう理解でよろしいのですか。

○金城原子力規制部検査グループ安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）

伴委員の御指摘のとおりでございます。いま一度報告書及びこれまでの検討状況を確認しまして、そういうことも改めて確認しました。

○伴委員

その上で今日の「参考」のところなのですけれども、表現上の問題ではあるのですが、気になるのは、例えば、「3. 2 報告書に対する評価」ということで赤字で書いてあるところの最初の段落の最後の行なのですけれども、「現場が関与して」とあるのですよね。確かに我々は現場、現場と言うのですけれども、でも、ここの文章をそのまま読むと「現場の作業者が円滑に作業できるように、現場が関与して」というのは、日本語として非常におかしいのですよね、これ。だから、この「現場」「現場」というのは一体何なのでしよう。

○金城原子力規制部検査グループ安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）

こちらの方、補足説明が必要かと思ひますけれども、例えば、誰が策定すべきかというようなもの、誰が関与して策定すべきかというものは、大分中でも議論がございました。例えば、最初に議論をしているときは「事業者」というようなワーディングもできるかと思いますけれども、ただ、ここは今「事業者」というとJAEAでございますけれども、JAEAの中でもいろいろ研究所、研究所でいろいろな作法があって、違うといったことでありますと、やはりもっと明確に、まさに物を直接触るような人たちがしっかりと関与するような形での手順の策定といったものが必要ではないかといったことで、これは、申し訳ありませんけれども、意図的に「現場」という言葉を多用しているといったことでございます。

○伴委員

こう書けば、当事者には趣旨が伝わるということですね。

○金城原子力規制部検査グループ安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）

はい、私の方はそう考えて、この表現をとりました。

○伴委員

それから、問題点が3つある中で、そもそも汚染が生じた部屋からすぐに出るべきであったということに関して、この「参考」の1ページ目から2ページ目にかけてありますけれども、2ページ目の最初の段落、その真ん中辺に「個々の作業員がとるべき行動を十分に認識した上で、」とありますけれども、この認識する主語は誰ですか。

○金城原子力規制部検査グループ安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）

原子力規制庁の金城の方から説明させていただきますけれども、まず、当然、作業員個々は認識をするべきでありますけれども、一方で、いろいろな整える体制を考えますと、緊急時にいろいろな緊急時の対応を指示するような者も必要かと思います。そういうった者も含めての「十分に認識した上」といったことを、ここでは意図して記述しております。

○伴委員

だとしたら、これは、個々の作業員がとるべき行動を「明確にした上で」、ということではないのですか。

○金城原子力規制部検査グループ安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）

原子力規制庁の金城から説明させていただきますけれども、そういった意味では、そういう記述もとれる一方で、いろいろな緊急時にはその場、その場に応じた対応も必要だということで、今の記述をもし誤解がないように入れられるのであれば、記述を入れられるかと考えております。

○伴委員

とにかくこれを読むべき人が読んで理解できればいいのですけれども、結局、ここに関しての問題は、どういうときにどうすべきかというのがはっきり決まっていなかった。その方針がはっきり決まっていなかったから、はっきりしてくださいといふことなので、それで、私は、「明確にした上で」ということではないかという提案をしたまでです。

○更田委員長

ほかにいかがですか。

それでは、私の方から。前回のやりとりのほとんどをやったので。

まず、3つはつきりさせておきたいことがあって、1つは、グローブボックス作業でのバッグアウトというのは、ごく一般的な作業で、さらに、粉末を扱っているということを考えたらば、この手の汚染というのは、起きるものとして捉える。全面的に回避しろというのだったら、それこそセルでやれという話だけれども、そんなものは事実上不可能なので、この手のものは起きてしまうのだろうと。

では、起きたときに、ここでメッセージで一番強いのは、内部被ばくの回避を汚染の拡大よりも優先するのだと。単にこう書かれただけでは現場は何も変わらない。ちゅうちょなく退避できるハードの整備があって初めて可能ですね。手順にどう書かれたって、汚染を拡大させたくないというマインドは絶対に消えない。

だから、既にもう養生されて、二重のビニール養生なりなんなりがされている部屋がそこにあるから、そこは汚染させても構わないから、とりあえずそこへ行けというようなハードウエアが、退避場所が整備されて初めて実行可能であって、いくら文章で書いたって実行できませんよ。

そして、それから、手順や体制で現場がというけれども、これは伴委員の指摘はもっともだと思うのは、今回、粉末調整室にいた9名の作業員というのは、原子力機構の職員はいますか。

○金城原子力規制部検査グループ安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）

今の御質問は、9名の職員は全て協力企業の職員でございます。

○更田委員長

ですから、請負契約なり、契約に基づいて来ている人たちですよね。「現場」と言ったときに、JAEAが手順をこう定めました、この手順に従ってやってくださいと契約を結んでやると、そういうことを求めているわけでもないのだと思うのです。

作業員のマインドが変わらなかつたら、手順にどう書かれていたって無理で、例えば表面のスミヤをやる前に、その次のやつを早くかぶせてしまおうと。これもマインドの上で分かるのは、周囲を汚したくないから、スミヤをやっている時間があったら、早くその上にビニール袋をかぶせようとするのは気持ちとして分からなくはないし、それから、繰り返して言いますけれども、汚染を拡大させたくないというのはあるから、ちゅうちょなく拡大したって構わないのだというのだったら、体制の整備だけではなくて、ハードウエアの整備が必要。

更に言えば、手順、体制の検討をするときに、ここはなかなか難しいところですけれども、JAEAの検討だけでいいのか、それとも、ここで言っている現場というのは、作業に当たる作業員を含めているのか。これはこう書いたって分からないですよ。

○金城原子力規制部検査グループ安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）

では、金城から補足させていただきますと、ここで言っている「手順等」というのは、

別にマニュアルだけを指しているわけではなくて、指示書もありますけれども、最後に大事になるのはツールボックスミーティングのような、最終的な現場での手順確認といったものも含めて、そこはしっかりとやることが重要かと思っていますし、ここで言っている「手順等」はそれを含めての記述として書いてございます。

○更田委員長

答えてもらっていないと思うのだけれども、手順の策定に参画するのは誰ですか。

○金城原子力規制部検査グループ安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）

手順の策定といった意味であれば、なぜツールボックスミーティングを言ったかというと、当然、ツールボックスミーティングは、実際に直接する作業する者が。

○更田委員長

質問に答えてください。手順の策定に参画するのは誰ですか。

○金城原子力規制部検査グループ安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）

ですから、まず、手順といったことを確認したいのですけれども、今の更田委員長の御指摘は手順書、マニュアルということですかね。

○更田委員長

片岡房審議官。

○片岡長官官房審議官

片岡でございます。

ここで言っているのは、JAEAだけで決めて協力企業に押し付けるということではなくて、協力企業の作業者も含めて、その手順を定めることが必要であるということを指摘しております。

○更田委員長

手順書という言葉はこの資料に書かれている言葉なのだから、その手順って何ですかと聞かれるのは心外で、金城管理官が書いたとおりのことを言っているのであって。そうすると、なかなか簡単ではないのは、そういった手順の策定や計画の策定に対して、契約相手の参画を求めるって、なかなか難しいでしょう。一般にこういうものは、今、多くは指名は不可能な状態で、競争を経て契約者が決まるような状態において。だから、ここら辺の考え方は検討の余地があると思っているのですよ。

○金城原子力規制部検査グループ安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）

原子力規制庁の金城からの御説明ですけれども、私が書きましたのは、例えば、「参考」で1段落目に書いてあって、まさに考え方を最後の行に、「その手順等は現場の作業者が円滑に作業できるように、現場が関与して作業ごとに策定するべき」と言ってあります、ここで意図的に手順書とは書かずに手順等としてあるのは、先ほど申しましたように、ツールボックスミーティングのようなものを含めてしっかりと策定すべきということで書いてございます。

○更田委員長

私の質問は、手順書の策定に参画する主体は誰ですかと聞いている。

○金城原子力規制部検査グループ安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）

そういう意味では、先ほどの片岡審議官からの御説明のとおりでございます。

○更田委員長

なかなかそれは難しいと思いますよ。

○金城原子力規制部検査グループ安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）

そういうものもございますので、私の発しているメッセージ、手順等といったものは、そういうものも含めてといったことでございます。

○更田委員長

メッセージが受け取られるところに幅があり過ぎて、何を言われているのか分からぬ。伴委員の指摘と重なりますけれども、ここで言っている現場って誰ですか、それから、手順書と手順等は読み替えてくださいと。

○金城原子力規制部検査グループ安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）

そういう意味では、手順等に関する説明が足りていないということであれば、今、申したようなツールボックスミーティング等も含めてという形で書くという御指示でしょうか。

○更田委員長

こういったやりとりを2回にわたって続けるのは本意ではないので、私は原子力規制委員会のほうからきっちり指導していただきたいと思いますので、田中委員に文言も含めてよく御確認をいただきて、その上で、どういったメッセージを発するべきなのかを整理していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○田中委員

更田委員長が言われたのは、この評価書ではなくて、もっと大きな観点から整理したらどうかと。我々の基本メッセージはこうではあるのですが、同時に現場が、当事者が何をすべきか等についても踏み込んで整理したらどうかということでしょうか。

○更田委員長

必要に応じてJAEAとやりとりをしていただいてもいいと思うのですけれども、このメッセージがツールボックスミーティングなども含めた手順等というのだけれども、一方で、競争入札を経て契約者を決めなければならないような状況において、作業者と原子力機構が定めるいわゆる手順書のようなものをうまくマッチさせることができるのかどうか。それから、ハードウェアの整備等々もそうですので、これは監視チーム等も田中委員は参加されているので、伴委員、それから、私からの指摘にも答えるような形でまとめていただければと思います。

○田中委員

分かりました。ここに書いているのは、大きなところは、まず、当事者がしっかりとし対応を考えるべきだというメッセージなのですね。だから、具体的のところ等々は、一番

中身を知っている当事者がやるべきだということがバックにあるところですけれども、一歩踏み込んで、どういう対応を求めたらいいかということまでもやれということでございますね。

○更田委員長

はい。では、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

4つ目の議題は、「東京電力福島第一原子力発電所における規制の見直しの方向性（案）について」。

原子力規制部の竹内東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長から説明してもらいます。

○竹内原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長

福島第一原子力発電所事故対策室の竹内でございます。

資料4について御説明させていただきます。

「1.はじめに」でございますけれども、ポイントを絞って御説明いたしますと、福島第一原子力発電所につきましては、特別な管理をする施設でありまして、講ずべき措置を定めて実施計画を通じた監視を行っているものでございます。今般、これまでの廃炉に向けた作業の進捗状況や、来年度から原子力規制検査（規制検査、新検査制度）が導入されることなどを踏まえまして、福島第一原子力発電所に対する規制の見直しの方向性について事務方で検討を行ったものでございます。本日、この見直しの方向性につきまして御審議いただき、御了承いただければ、今後、その手続等、作業に入っていきたいという趣旨でございます。

2.につきましては、「福島第一原子力発電所に対する規制の基本的考え方」を書いております。福島第一原子力発電所では、全体のリスク低減に必要な措置を迅速かつ効率的に講じ、施設の状態に応じて合理的な規制を行うことが必要でありますと、4つのポツ(●)に示すように、福島第一原子力発電所全体に対し実施計画を中心とした一体的な規制を実施すること、それから、リスクの大きさに応じて規制を重点化するとか、合理的又は効率的な規制を実施するなどといった4つのポツのように整理してございます。

以上を踏まえまして、本日御議論いただきたい見直しの方向性を「3.福島第一原子力発電所における規制の見直しの方向性（案）」に記載しております。論点としては大きく3つございます。

1つ目が、3-1.に示してございますように、福島第一原子力発電所の5／6号機を含めた全体の規制の見直しでございます。現在、福島第一原子力発電所の5／6号機は、特定原子力施設ではありますけれども、1～4号機と異なりまして、工事計画の認可等の通常規制が一部かかっているところもございます。また、実施計画と通常規制の両方の適用を受けているものでございまして、5／6号機は今後、燃料を原子炉に装荷しないことも東京電力は表明しておりますことから、今後、5／6号機は1～4号機と同様に扱いまして、福島第一原子力発電所全体を実施計画で規制することとしたいというものでござい

ます。

2つ目は、原子力規制検査の扱いでございます。原子力規制検査につきましては、来年4月になれば福島第一原子力発電所にも適用されることとなります、そうなりますと、現在行っている実施計画の遵守状況の検査と、原子力規制検査の二重の規制が課せられることになります。福島第一原子力発電所につきましては、規制の基本的考え方にも示しましたように、実施計画を通じた規制を行うべきものと考えておりますことから、福島第一原子力発電所には原子力規制検査は適用しないこととしたいというものでございます。

それから、次のページに行きまして、3つ目は、実施計画の検査を続けるとして、検査内容についての見直しの方向性でございます。1つ目の矢羽根（>）、現在、福島第一原子力発電所につきましては、特定原子力施設ということで、法令上、事業者による検査を規定してございません。今後、事業者による検査を行うことを福島第一原子力発電所の規則上に設けまして、また実施計画に書いていただくことで、東京電力の施設管理責任を明確化したいと考えております。

なお、事業者による検査を実施計画にどこまで書くかにつきましては、今後検討したいというものでございます。

それから、2つ目の矢羽根、こちらは規制側が実施する実施計画検査につきましては、廃炉の進捗やリスクに応じて重点的に実施したいというものでございます。

それから、3つ目の矢羽根につきましては、公開の会合において、検査結果に基づく議論を通じて東京電力に対して監視・指導を行って、また実施計画に反映させて審査するという、検査結果を実施計画にフィードバックする仕組みを作りたいというものでございます。公開の会合につきましては、事務方といたしましては、現在開催しております特定原子力監視・評価検討会（監視・評価検討会）に重要な検査結果を報告しまして、東京電力に対する監視・指導内容について議論を行いたいと考えております。

最後の4つ目の矢羽根、検査の見直しにつきましては、来年4月から運用開始したいというものでございます。

以上、見直しの方向性について御了承いただきたいと考えております、御了承いただけましたら、「4. 見直しに伴い今後必要な手続き」の①に示しますように、関係政令の改正、こちらは見直しの方向性3-1. と3-2. の関係のところにつきまして政令改正を行いまして、4. の②のところでは、事業者による検査の規制の追加等を行いたい。4. ③、それ以降、運用面に関しては、今後、検査実施要領等を策定して、仕組みを作っていくたいと考えております。

参考として、本年5月20日に監視・評価検討会で御説明した資料で、これは本日説明した内容が含まれているもので、監視・評価検討会では特に異論はございませんでした。

説明は以上でございます。

○更田委員長

一般論に係るものもあるし、それから、参考に付けられている資料など、いろいろと議

論の対象となるものは沢山あると思うのですけれども、今日議論して決めたいのは2点だけであって、それ以降の部分については今後も議論していく必要があるのだろうと思っています。1点は、規制検査の適用除外。東京電力福島第一原子力発電所に対しては、今、いわゆる新検査制度で試行期間中のものでありますけれども、この規制検査を適用しない。それから、事故を起こした1、2、3並びに4号機と一体的に規制の対象とするために5／6号機を含めると。それが今後必要な手続の関係政令の改正と。政令改正が必要なので、時間的にも一定の縛りがありますので、少なくともこの2点に関して議論をしたい。これは非常に大きな方向ですので。

まず、規制検査の適用除外について、御質問なり、異論なり、いかがでしょうか。そもそもはROP（原子炉監督プロセス）にならった新検査制度を、事故を起こした後の炉に適用するというのは、まず前例もありませんし、それから、SDP（重要度決定プロセス）のような評価も不可能ではありますし、言ってみればROPの精神にのっとった検査というか、監視は、もう実施計画を通じた監視で実行されている実態がありますので、そういった意味で、規制検査の適用除外というのはもっともな判断であろうと思いますが、いかがでしょうか。

○山中委員

更田委員長がおっしゃられたように、もう既にROPの考え方方が実際現場で行われているという、検査官からもそういう御意見を伺っておりますし、フリーアクセスなども他サイトよりも実現されている状況なので、一律に新検査制度を押しまでしまうというのは、私もどうかなという、外すということで結構かと思うのです。

○更田委員長

それから、5／6号機の一体運用ですので、それに関して5／6号機に係る原子炉等規制法上的一部規定の適用除外等が必要になる、そのための政令改正を行うということですけれども、これもよろしいでしょうか。

その他の部分については、まだまだ今後議論があるのだろうと思います。それから、そろそろワーディングも正確にする必要があるだろうと思うのですけれども、事故当初のものを引きずっているところがありますので、これは今後、伴委員によくリードしていただいて整理を進めてもらえばと思いますし、政令改正、それから、5／6号機一体運用となったのもので、論点になるのは事業者による検査というところだろうと思いますけれども、これについては議論を深めて、その上で規則類の改定に向けた準備を進めてもらえばと思います。よろしいでしょうか。急いでまとめた感がありますけれども。では、ありがとうございました。

5つ目の議題、「安全研究プロジェクトの毎年度の実施状況の評価の進め方について」。

辻原技術基盤課長から説明してもらいます。

○辻原長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

技術基盤課の辻原でございます。

それでは、資料5を御覧ください。平成30年度の第68回原子力規制委員会、これは本年

3月27日に開催されましたが、この原子力規制委員会におきまして、年次評価の進め方について御審議をいただきました。その際、今後の作業として2つ御指示をいただいております。1つ目が、原子力規制委員会が実施している各種評価について、全体像を整理すること、それから、2つ目は、基本方針の改正について議論の準備をすることです。

まず、1つ目の評価の全体像ですが、2. のところでございますけれども、4ページの別紙1と5ページの別紙2にまとめました。

まず、別紙1を御覧いただきたいと思います。こちらの図でございますけれども、評価には3つあるということで、赤枠、緑枠、青枠で分けてございます。赤枠が組織運営の評価、これは右上のところでございます。緑枠は左上ですが、これは事業の評価がございます。それから、下の青で囲ったところですけれども、個人、人事の評価と、この3つがございます。安全研究がそれぞれの評価の中でどのように評価されるかについて、吹き出しの中に書いてございます。

組織運営のところでございますけれども、組織運営の中では、技術基盤グループが取り組む安全研究全体としての評価を実施しているということで、規制課題を踏まえた安全研究全体の達成状況を評価しております。

緑枠の事業の評価ですけれども、研究プロジェクトごとの評価を事前、中間、事後評価等の形で行っております。この中では、目標・成果の適切性であるとか、技術的妥当性について評価しております。

個人の人事評価でございますけれども、下のところでございますが、研究者個人の評価を行っているわけでございますけれども、研究職の方の特徴として、論文投稿の実績であるとか、NRA技術報告の作成実績、こういったものを特別に評価しているという状況でございます。

別紙2の方でございますけれども、もう少し詳しく安全研究の評価について説明しております。3つの評価の中で、組織運営の評価については、重点計画の評価の際に技術基盤グループが取り組む研究全体としての評価が行われておりますが、一方で、赤の枠の下のところに点線の枠がございますけれども、技術基盤グループ内の各課が取り組む安全研究プロジェクトごとの業務計画について、重点計画を踏まえて作成していると。その評価が毎年度、技術基盤グループの各課で行われている状況です。実は、業務計画の評価内容というものがほぼそのまま左の緑枠、事業の評価の中の年次評価というものにも使われているという状況になっております。それから、個人評価については先ほど説明いたしましたが、論文投稿等が評価されまして、昇給する際にもその実績が重視されている状況でございます。

以上、評価の全体像について御説明いたしました。

次に、3. にまいりまして、基本方針（原子力規制委員会における安全研究の基本方針）の改定でございます。先ほど御説明したとおり、年度業務計画管理と年次評価は安全研究ではほぼ同じものが使われている。作業に当たって効率化を図っているところではござい

ますが、重複した作業が生じているところもございます。一方で、年度業務計画管理については、技術基盤グループの業務管理として今後も必要なものであるということでございます。また、研究評価については、事前・中間・事後評価等を行うことで、少なくとも2～3年置きに進捗とその結果等について、原子力規制委員会で御審議をいただいております。

このような状況を踏まえまして以下のようにしたいと思います。2ページでございますけれども、（1）から（3）までがございます。

まず、前提として、年次評価という名前の形で原子力規制委員会への報告は今後行わないことになりますが、その上で、（1）でございますけれども、安全研究プロジェクトの毎年度の実施状況の評価は従来どおり、安全研究の担当部署の年度業務計画の管理の一部として原子力規制庁において実施いたします。

（2）ですが、当該評価結果については、原子力規制委員会への報告は要しないこととしたいと思います。

これに加えまして、進行中の安全研究プロジェクトの実施状況の概要について、原子力規制委員会への報告を要するか否か、御審議をいただきたいと思います。報告を要する場合には、以下のとおり行うこととしたいと思います。（3）でございますけれども、原子力規制委員会において安全研究プロジェクトの事後評価を御審議いただく際等に、あわせて進行中の安全研究プロジェクトの実施状況の概要についても参考情報として報告する。こういった形にしてはどうかという御提案をしております。

また、これにあわせまして、基本方針については、進行中の安全研究プロジェクトの実施状況の概要について報告を要しない場合には、別紙3の案の1のとおり、報告を要する場合には別紙4の案の2のとおり一部改正をしたいと思っております。違いでございますけれども、7ページと9ページを比べていただきますと分かりやすいと思いますけれども、左側に改正後の案文がついてございますけれども、最後のなお書きのところでございますけれども、「進行中の安全研究プロジェクトの毎年度の実施状況の概要については、委員会が事後評価を行う機会等を利用して報告を求めるものとする。」と、こちらが案の2についてはございますけれども、案の1にはないと、ここが違いになってございます。

以上でございます。

○更田委員長

5ページを御覧ください。このプロジェクトに関する、いわゆる年度ごとの評価というのは、年度業務計画の評価として必要だから、いずれにしろやっているのだと。それを年次評価として、原子力規制委員会への報告を求めるか、求めないかということですけれども、年次評価とそれを呼び替えて原子力規制委員会の報告をしてもらう必要はないだろうと。そのかわり概要のようなもの、進行中のものを何かのついでのときに求めるか、求めないかがこの2つの選択肢の違いということで、7ページにするか、9ページにするかというところですけれども、特に言っておきたいという御意見があれば。

○田中委員

概要といったときに、タイトルとか、この研究をどのぐらいの期間やっているかということプラスして、中の進行状況みたいなことまでも我々が知る必要はあるのか。我々が求める概要の内容が余り大きくなり過ぎると、作る方も結構大変になるし、我々として、そこまで必要になるのかと思うと、概要というよりも、どういうプロジェクトの研究が行われていて、それが何年かたっているぐらいの状況さえ分かればいいという感じもするのです。そういう意味では、詳しい概要は要らないのかなと思います。

○更田委員長

私はむしろ、詳しい概要は要らないのはもちろんのこと、簡単な概要だったら、そんなものを見たところで何の意味もない。もとより原子力規制委員会の各委員は、事務局が迷惑なほど研究プロジェクトには強い関心を寄せているので、聞くことがあったら、どんなときでも聞くわけです、こっちから、あれどうなっていると。それを、概要を表にまとめましたなどと報告されても、単に形式だけですね。であるので、私はこれは、田中委員に触発されて先に意見を申し上げてしまいますけれども、7ページの変更でよいのではないのかと思っております。

石渡委員。

○石渡委員

そういう観点から言えば、そういう御意見も納得できないことはないのですけれども、ただ、研究を実際にやっている研究者の側から言うと、途中の段階でも顕著な成果が出ることもありますね。自分たちがアピールしたい点を原子力規制委員会の場で、概要の中でアピールするような機会を設けることは私は悪くないのではないかと思っているのですけれども、いかがですか。

○更田委員長

アピールしたければいつでもおいでというような、ではないですか、元々。

伴委員は。

○伴委員

私の考えは更田委員長に近くて、基本的に事前評価、中間評価、事後評価というのはあるので、多分、それで十分だろうと私は思っています。概要、どういったものが、今、どういう計画で進んでいるかというのは、別に原子力規制委員会にかけなくとも、資料としていただければそれで済む話であって、むしろ内部でディスカスするとすれば、研究内容そのものですから、それは原子力規制委員会での概要報告ではないと思います。

○山中委員

私も基本的に概要はもう結構だと思いますし、年次報告も結構だと思います。むしろ個人の業績を上げていただく、プロジェクトの業績を上げていただくという方向に力を注いでいただいた方がいいかなと思います。

○更田委員長

それでは、アピールの機会等々に関しては留意をした上でということで、2つある案に関して言えば、概要は求めないということで決定したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○更田委員長

ありがとうございました。

6つ目の議題、「リアルタイム線量測定システムの配置の見直しに係る今後の方針について（案）」。

武山監視情報課長から説明してもらいます。

○武山長官房放射線防護グループ監視情報課長

それでは、資料6を御覧いただければと思います。

まず、本件の「1. 経緯」でございますけれども、原子力規制委員会は平成30年3月20日の第74回原子力規制委員会において、次の方針でリアルタイム線量測定システムの配置の見直しを行うことを決定しました。

①として、避難指示・解除区域市町村外のリアルタイム線量測定システムは、空間線量率が十分に低く安定している地点を対象に、原則、空間線量率の低いものから順に撤去し、平成32年度末までをめどに撤去を完了させることとする。

②として、各市町村から撤去順の変更等について要望があれば、個別に協議する。

③撤去したリアルタイム線量測定システムは、モニタリングポストの設置要望のある避難指示・解除区域市町村内の施設への移設などに活用する。

これを踏まえ、原子力規制庁は、福島県内の市町村の要望に応じて、平成30年6月から11月にかけて、上記方針に関する住民説明会を実施しました。

また、市及び市町村議会からも御意見が寄せられ、電話などによっても御意見が寄せられているところでございます。

「2. 住民説明会の結果等」でございますが、「（1）住民説明会の開催状況」。別紙1にございますように、15市町村で18回行いました。延べ652名の方に参加いただきました。

「（2）原子力規制委員会宛ての市及び市町村議会からの意見書」ということで、原子力規制委員会宛てに4市、11市町村議会からいただいたところでございます。

また、「（3）寄せられた御意見」でございますけれども、別紙2のとおりでございまして、別紙2を御覧いただければと思います。住民説明会での御意見、それから、我々の方に電話、あるいは文書でいただいた意見、それから、市及び市町村議会からいただいた御意見を全て一覧表にしております。

代表的な御意見として御紹介させていただければと思いますが、別紙2の26ページ、198番というインデックス（「No.」）であります。これは白河市からいただいたもので、基本的に198番の御意見がほとんどの御意見を含めていると考えております。御紹介させていただきますと、「リアルタイム線量測定システムの測定値は唯一科学的な数値であり、生

活と密に関連しているため、リアルタイム線量測定システムを撤去すべきではない。永久に維持すべき。風評被害はいまだあり、放射線による子どもへの健康被害の不安もある。福島第一原発の廃炉作業中に事故が起こる可能性もあり、いち早く自分の目で空間線量率を確認したい。国やマスコミの公表は信用できない。山菜等はまだ食べることができないため、リアルタイム線量測定システムを撤去すべきではない。原子力規制庁は合理化の追求ばかりではなく感情的な面も考慮し検討すべき。リアルタイム線量測定システムが無くなることで風評被害が増すおそれがある。除去土壌がまだ搬出されておらず、フレコンバッグが破損して除去土壌が流出するおそれがあるという現状も踏まえればまだ安全になつたとは言いがたくリアルタイム線量測定システムを撤去すべきではない。」という御意見です。

また、もう一つ紹介させていただきますと、21ページ、インデックスで言うと162番でございます。こちらは福島市の御意見ですけれども、ここで同じような御意見があります。

「空間線量率が高い地域もあり、そういった地域からリアルタイム線量測定システムが全て撤去されてしまうのは不安であるため撤去すべきではない。福島第一原発は廃炉に向かた作業中であり、除去土壌も搬出中であり不安である。こういった不安に対応するためせめて除去土壌の搬出が完了するまでリアルタイム線量測定システムは維持すべき。福島第一原発事故の経験から政府の発表を信用するのが難しくなってしまった。自分の目で測定値を確認することができるリアルタイム線量測定システムが身近に存在していることは安心につながっているため、リアルタイム線量測定システムは維持すべき。狭い区画にいくつも隣接して設置されているリアルタイム線量測定システムについては撤去の余地がある。少なくとも災害時に住民が避難してくる学校、学習センター等に設置しているリアルタイム線量測定システムは撤去すべきではない。」こんな御意見がございました。

資料6の2ページ目でございますけれども、「3. 今後の方針」でございます。このような方針で今後はということでお諮りさせていただきたいと思いまして、まず、原子力規制委員会としては、福島県内の避難指示・解除区域市町村以外の地域における空間線量率のリアルタイムの監視については、空間線量率が十分に低く安定している現状を見れば、現在当該地域全域に配置している可搬型モニタリングポストで十分であるという考えには変わりはない。

一方で、市や市町村議会、住民説明会等において、放射線への不安等種々の理由からリアルタイム線量測定システムの撤去に反対する御意見が原子力規制庁に寄せられました。

このような状況を踏まえ、福島県内の避難指示・解除区域市町村以外の地域に配置しているリアルタイム線量測定システムについては、当面、存続させることを基本とする。

なお、狭いエリアに集中的に配置されているものについては、関係市町村の理解を得ながら、当該市町村において全ての除去土壌等が撤去された後、配置の適正化を図ることとしたいと考えております。

以上でございます。

○更田委員長

本件については、武山課長以下、監視情報課が説明会、別紙1にありますけれども、多数回にわたって重ねてもらって、市町村も含めて数多くの意見書をいただいているところですけれども、今後の方針について、御質問、御意見ありますでしょうか。

伴委員。

○伴委員

まず、説明会ですけれども、こう書いてしまうと計18回なのですが、武山課長とそこにおられる滝田課長補佐には何度も足を運んでもらって、毎回数時間にわたってこの説明会を実施してもらったという、本当に大変な作業であったと思います。参加者数で見ると延べ652名だけなのかなというのがありますけれども、それでも住民の方々の生の声をお聞きして、その声を考えれば、この事務局案は妥当なものであろうと考えます。

ただ、1つお聞きしておきたいのは、3. の最後のところに「狭いエリアに集中的に配置されているものについては、」とありますけれども、これは例えば、どういう状況があるのでしょうか。

○武山長官官房放射線防護グループ監視情報課長

お答えします。例えば、隣接する施設の敷地の中に各々あるというケースがございます。また、あるいは100m四方に3台ぐらいあるとか、そういうところもございます。いくつかそういう事例がありまして、そういうところについては、地域の事情もあると思いますので、関係する市町村と御相談しながら、どういうところがそういうものになるのかについては考えていきたいと思っています。

○伴委員

つまり、台数を減らすということではなくて、まさに配置を適正化していくという意味ですね。今、地域の実情という発言がありましたけれども、やはりこの問題は地域ごとに相当事情が異なると思うのですね。ですから、今後とも自治体との連携、連絡を深めていくという努力が必要になると思いますので、その点は是非お願いしたいと思います。

○武山長官官房放射線防護グループ監視情報課長

分かりました。

○更田委員長

ほかの委員、いかがですか。よろしいですか。

私もこの今後の方針に関しては妥当なものだと思いますけれども、ただ、そもそも背景には財源が消えるというものがあったはずですので、異なる財源を求めなければならないので、維持を続けるものに関しては、財務当局への説明を、これらの意見を踏まえた上で、きちんとした説明を続けてもらいたいと思います。ありがとうございました。

次の議題は、「『緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム』のデータの平常時からの公表について」。

これは本年3月20日に説明のあったもので、緊急時に限らず、平常時においても数値を

システムに載せるように改定していくと。その際、やりとりがあって、これは私からですけれども、検出限界以下のものの数値は物理的に意味を持たない、正確ではないので、いくつか指摘をしたところですけれども、これらについても検討を加えてもらって、改めて武山監視情報課長から説明してもらいます。

○武山長官房放射線防護グループ監視情報課長

資料7を御覧いただければと思います。

「経緯」でございますけれども、平成31年3月20日の原子力規制委員会において、モニタリング結果の公表内容等について説明を行ったところ、委員から意見等をいただきました。

2ページ目の「<参考>」というところに画面がございますけれども、このような画面で公表しようということでございましたが、御意見としては、検出限界以下、もしくは検出限界を超えた、いわゆる守備範囲と言われていましたけれども、測定器の守備範囲を超えた数値を表示するのはいかがなものかということと、あと、表示の桁の数についても、これほど多いのかなという御意見もございました。

それに対して、我々として、「整理内容」として、1ページ目の2.で整理をさせていただきました。

まず、「(1) 測定値が測定範囲外の場合の表示」でございますけれども、メーカーが精度を保証している測定範囲の上限を超過した場合は、不等号を使って表示をするという形にしたいと思っていますし、緊急時に比較的高い空間線量率を測定するためのモニタリングポスト等については、測定範囲の下限未満の測定値の表示を記載のようにするということで、具体的な数字は書かずに、限界以上とか以下という形で表現をするというものでございます。

それから、「(2) 測定値の表示桁」でございますけれども、本システムは緊急時の空間線量率を公表するほか、平常時に施設周辺を監視するためのモニタリングポスト等や福島のリアルタイム線量測定システムの測定値もあわせて表示しております。これらについては既に原子力規制庁や地方公共団体のホームページなどで $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 単位で、おおむね小数点以下3桁程度の測定値が表示・公表され、社会的に受け入れられている状況です。本システムに表示される測定値は機器ごとに特性が異なることから、全ての測定値について $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 単位で小数点以下3桁までの精度が保証されているわけではありませんけれども、公表の際の分かりやすさを優先して、本システムにおいても $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 単位で小数点以下3桁までを表示することとしたいと思っています。

なお、緊急時に高い空間線量率のあった場合でも対応できるよう、システム上は10万 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ 、100m Sv/h までは表示可能なものとしたいと考えております。

また、「(3) その他」として、モニタリングポスト等には、空気吸収線量率、基本単位がGy/hを測定するものと、周辺線量当量率、基本単位がSv/hを測定するものがございます。システムにおける測定値の表示では、1 Gy/h=1 Sv/hとして $\mu\text{Sv}/\text{h}$ に統一することと

しておりますけれども、個々のモニタリングポストがどちらであるかについて分かるよう
にしたいと思います。2ページ目の一一番上の行で、「どちらであるが」と書いていますが、
「どちらであるかが」分かるようにということで、後で修正させていただければと思いま
す。

「3. 今後の対応」でございます。上記の改修には費用と期間を要しますので、現行シ
ステムによる測定値の平常時公表は行わないこととしたいと思います。現在設計開発中で、
令和2年10月をめどに運用開始する予定の次期システムにおいて、整理内容を反映し、平
常時より測定値を公表することとしたいと考えております。

以上でございます。

○更田委員長

御質問、御意見ありますか。伴委員。

○伴委員

確認ですけれども、この「2. 整理内容」の「(1) 測定値が測定範囲外の場合の表示」。
確かに測定範囲外のものを表示すべきでないというのはそうなのですけれども、測定範囲
といったときにいろいろなものがあつて、ここで言っているのは、精度を保証していると
いうことは、メーカー側がいくつからいくつまでの間はプラスマイナス、例えば、20%で
すよとか、具体的に根拠がある範囲という理解ですね。

○武山長官官房放射線防護グループ監視情報課長

そう考えています。

○伴委員

単に目盛りの表示範囲ではなくて、そういう根拠のある数字ということで、私もその方
がいいと思います。

それから、(2) の表示桁は非常に悩ましい問題があつて、このやり方をすると、必要
以上に数字がいっぱい並ぶという状況が考えられるのですけれども、かといって何桁有効
数字を持っているのかは、かなり悩ましい問題なので、混乱を防ぐという意味では、見た
ときに、この方が小数点がそろいますので、これでいいのかなと私は思います。

○更田委員長

ほかにありますか。

1つ目については、本来あつたら、検出限界以上とか、検出限界以下と書くべきで、
数値はあまり意味は持たないのだけれども、そうは言っても、どこまでは測れているもの
なのかというところなので、まあ仕方ないかなと。不等号で表すというやり方はどうなの
かとも思いますけれども、これはシステムを設計するときに、なるべく正確な値を与える
信号を発出しているのではないことが明確に分かるようにしてもらえばと思います。

2つ目は、確かに緊急時にあって線量が高い状態になつたら、有効数字にしたら4桁に
なつたり、5桁になつたりする事態も考えられるわけだけれども、実用上は、本来の目的
からしたら有効数字は2桁あれば十分ですね。とはいものの、有効数字云々、概念云々

というよりは、見やすさというところなので、そういう意味で、小数点以下3桁というのは仕方ないかなと。

3つ目も、これを気持ち悪いと感じる人はいるのは確かなのだけれども、むしろそっちの方が限られているだろうと。Svの方が定着していると。知りたい情報といったときにGyで表されるよりはSv、これも仕方がないというか、これはこれでふさわしいのだろうと思います。

事務局の対応案について、了承してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

ありがとうございました。

8つの議題は、「平成30年度原子力規制委員会年次報告について（案）」。

神田政策立案参事官から説明してもらいます。

○神田長官官房政策立案参事官

政策立案参事官の神田でございます。

資料8を御覧ください。

「1. 概要」にありますとおり、原子力規制委員会設置法の第24条に基づきまして、毎年、年次報告を作成し、国会へ報告するとともに、その概要を公表してきているところであります。別添1に年次報告の案を、別添2に概要の案を添付してございます。これらに関しまして、先月、4月10日の定例会議におきまして骨子案をお示しいたしまして、年次報告については3.11報告（原子力規制委員会の取組）をベースに、年度末の時点までの情報に更新すること、それから、多くの図表を活用するようにという作成方針を御了解いただいたところであります。また、委員から、新検査制度への対応について、写真を入れるなど強調すべきではないかということと、国際的な取組をしっかりとしているので、目次でも分かるようにしてほしいという御指摘をいたしました。これらのこと反映しまして内容が整いましたので、御決定いただきたいというものであります。

今後の段取りといったしましては、原子力規制委員会決定をいただいた後、本年6月上旬に閣議を経まして国会に提出するという手続をとらせていただきたいと思います。原子力規制委員会のホームページにも公表する予定であります。

以上です。

○更田委員長

本件は、今、説明があったように、閣議を経て提出という形ですので、本日、原子力規制委員会として決定したいと思いますけれども、あらかじめ御覧いただいていると思いますけれども、特に何か御発言がありますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○更田委員長 よろしければ、事務局案のとおり、平成30年度の年次報告の報告書本体及び概要を決定しました。事務局は閣議請議の手続を進めてください。ありがとうございます

した。

9つ目の議題ですが、国際原子力規制者会議（INRA）会合、これは主要国と言っていいのか、内輪の会議ではあるのですけれども、規制当局のトップが集まって行う会議で、国会会期中ということもあって、私に代わって安井長官に出席してもらいましたので、その結果概要について説明してもらいます。

○安井原子力規制庁長官

安井でございます。

先週の火曜日と水曜日、英国南西部にございますバースというまちでINRAがございまして、本来は規制機関のトップである更田委員長が御出席なさるところなのですけれども、国会期間中でもございますので、今、お話をございましたように、代理で出席してまいりました。

我が国からは、福島第一原子力発電所の進み方とか、最近のことと言えば、特定重大事故等対処施設に関する議論とか、それらの御報告をしてまいりました。

それから、その場の会議では、各機関の運営上の悩みとか、そういう意見交換もございましたが、1つ、所見としましては、各国、次第に規制機関の安全文化問題に取組が国際的にも始まっておりまして、それぞれセルフアセスメントとか、各国間のレビューのようなものも始まっている、取り組んでいると。まだ緒についたところなので、これから安定してきましたら、お互い情報交換しながらやっていこうと、こういうお話をございましたので、現在、来年度の冬に向けて、原子力規制庁、原子力規制委員会は、IRRS（総合規制評価サービス）で今は手いっぱいなのですけれども、その次の国際的流れの中での取り組むべき課題として視野に入れるべき問題ではないかと感じました。

なお、INRAに合わせまして、中か外か微妙なのですけれども、ヒンクリーポイントCというところに建設中のPWR（加圧水型原子炉）プラントがございまして、こちらの視察も各國規制機関と一緒に行ってまいりました。

以上でございます。

○更田委員長

ありがとうございました。

御質問、御意見ありますか。伴委員。

○伴委員

最後の点ですけれども、規制機関の安全文化というのは、私が関与しているOECD/NEA（経済協力開発機構／原子力機関）のワーキンググループでもそれを課題にして取り組んでいますので、それで各国間の情報共有を進めていますので、そういったものも参考にしながら、我々として何ができるかは考えていく必要があると思います。

○更田委員長

もう一つ、OECD/NEAの活動で、伴委員が議長をやっているWGSC（安全文化ワーキンググループ）のほかに、カントリースペシフィックのセーフティカルチャーという、これは一

種のシンポジウム形式みたいなものですけれども、国の文化的ないしは社会的背景がどう影響しているか、シリーズで続いているところで、日本もいずれそれに参加することになるのだろうと思いますけれども、結構、このアクティビティは人気があって、今、各国、列に並んでいる状態なので、しばらくたってからということになるのだろうと思いますけれども、OECD/NEAの活動の中では比較的好評を得ているものだと理解していますので、これへの対応等もいずれ必要になるだろう。

それから、伴委員が言われたWGSCの中でタスクが2つ立っていて、これは他国がリードしているタスクではありますけれども、議長国ということもあって、積極的な活動への参加が必要であろうと思います。

それから、INSAG（国際原子力安全諮問グループ）でも本件は議論になっていることですので、IAEA（国際原子力機関）での対処もあろうと思います。

とはいいうものの、安井長官が言わされたように、まずはIRRSのフォローアップミッションというところであろうとは思います。ありがとうございました。

本日予定した議題は以上ですが、ほかに何かありますでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございました。それでは、本日の原子力規制委員会はこれで終了します。